

20211001-3 件名：【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 64：12 歳から 17 歳の子供へのワクチン接種等（9 月 30 日発表））

【ポイント】

●9 月 30 日、フィリピン政府は、12 歳から 17 歳の子供へのワクチン接種を試験的に開始することを発表しました。

【本文】

1 9 月 30 日、フィリピン政府は、12 歳から 17 歳の子供への食品医薬品局（FDA）によって緊急使用許可が許可されたワクチンの接種が、国立ワクチン接種オペレーション・センターによって決定される予定の段階的な取り組みの下で、2021 年 10 月 15 日から開始されることを発表しました。

2 また、マニラ首都圏（NCR）における COVID-19 対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインについて、警戒レベル 4 の地域におけるガイドラインを変更しています。詳細は、関連情報のリンク先をご確認ください。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 140 号（12 歳から 17 歳子供へのワクチン接種、及び NCR における COVID-19 対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインの変更等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210923-IATF-140-RRD.pdf>

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（子供へのワクチン接種等）

https://pcoo.gov.ph/news_releases/children-with-comorbidities-to-kick-off-pediatric-vaccination/

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html